

議案第30号

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成29年2月20日提出

大網白里市長 金坂 昌典

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例 (職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「第2条第1項」を「第2条第1項本文」に、「次に」を「次の各号に」に改める。

第2条の2を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項本文の条例で定める者）

第2条の2 育児休業法第2条第1項本文の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第3条各号列記以外の部分中「次に」を「次の各号に」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第3条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、

第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第10条各号列記以外の部分中「次に」を「次の各号に」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第10条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児短時間勤務をしている職員が、第13条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第20条第2項中「を承認されている」を「又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない」に改め、「当該育児時間」の次に「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」を加える。

（大網白里市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第2条 大網白里市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項中「満たない子」の次に「（民法（明治29年法律第8

9号) 第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。)」を加え、同条第2項中「この項」を「この条」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 任命権者は、第15条第1項に規定する要介護者(以下この条において「要介護者」という。)を介護する職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、正規の勤務時間以外の時間における勤務をさせてはならない。

第8条の3中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 任命権者は、要介護者を介護する職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

第11条中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

第15条第1項中「職員が」の次に「要介護者(」を、「もの」の次に「をいう。以下同じ。)」を加え、同条第2項中「連続する」を削り、同条の次に次の1条を加える。

(介護時間)

第15条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る介護休暇と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については、一般職の職員の給与に関する条例第12条の規定

にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第17条第1項に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。

第16条（見出しを含む。）中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

（大網白里市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第3条 大網白里市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定にかかわらず、職員が部分休業又は介護休暇若しくは介護時間の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。